

第2回 兵庫県海岸保全基本計画変更 検討委員会

日 時：令和7年8月21日（木） 15:00～15:50
場 所：ラッセホール 5階 ハイビスカス

議 事 次 第

1 開 会

2 あいさつ

3 議 題

- (1) 【大阪湾沿岸】部会の検討結果の報告及び海岸保全基本計画変更（素案）の提示
- (2) 【但馬沿岸】 部会の検討結果の報告及び海岸保全基本計画変更（素案）の提示

4 閉 会

【配付資料】

- ・議事次第
- ・委員名簿
- ・配席図
- ・兵庫県 海岸保全基本計画変更 検討委員会 設置要綱
- ・【資料1】気候変動の影響を踏まえた海岸保全基本計画の変更について
- ・【資料2】技術検討部会の審議概要（大阪湾沿岸）
- ・【資料3】気候変動の影響を踏まえた大阪湾沿岸海岸保全基本計画の変更について
- ・【資料4】技術検討部会の審議概要（但馬沿岸）
- ・【資料5】気候変動の影響を踏まえた但馬沿岸海岸保全基本計画の変更について

兵庫県海岸保全基本計画変更 検討委員会 委員名簿

■委 員

区 分	氏 名	所 属	(代理)
学識経験 のある者	森 信人	京都大学 防災研究所 教授 横浜国立大学 先端科学研究院 教授	
	内山 雄介	神戸大学 大学院工学研究科 市民工学専攻 教授	
	柴田 亮	国土交通省 国土技術政策総合研究所 河川研究部 海岸研究室長	(WEB参加)
	平山 克也	国立研究開発法人 海上・港湾・航空技術研究所 港湾空港技術研究所 沿岸水工研究領域長	(WEB参加)
海岸利用者 の意見を 代表する者	田沼 政男	兵庫県漁業協同組合連合会 代表理事会長	
	諏訪 禎男	一般社団法人日本マリナ・ビーチ協会 兵庫・大阪・和歌山支部長	
	青木 良和	かけはし法律事務所 弁護士	

(敬称略・順不同)

■関係者

区 分	氏 名	所属・役職	大阪湾 沿岸	但馬 沿岸	播磨 沿岸	淡路 沿岸	(代理)
オブ ザーバー	谷口 昭一	国土交通省近畿地方整備局 河川部河川調査官	○	○	○	○	課長補佐 平田 元気
	谷本 隆介	国土交通省近畿地方整備局 港湾空港部計画企画官	○	○	○	○	
	村田 隆彦	大阪港湾局計画整備部計画課 計画調整担当課長	○				
海岸 管理者	富本 和也	国土交通省近畿地方整備局 姫路河川国道事務所長	○		○		副所長 城谷 吉彦
	小寺 寿充	兵庫県農林水産部 水産漁港課漁港整備官	○	○	○	○	
	前田 直昭	兵庫県土木部港湾課長	○	○	○	○	
	長澤 浩平	神戸市港湾局海岸防災課 防災担当課長	○				

(敬称略・順不同)

ラッセホール ハイビスカス

リモート出席者

- 国土交通省国土技術政策総合研究所
河川研究部海岸研究室長 柴田 亮
- 海上・港湾・航空技術研究所
沿岸水工研究領域長 平山 克也

スクリーン

兵庫県漁業協同組合連合会
代表理事会長
田沼 政男

(一社)日本マリナー・ビーチ協会
兵庫・大阪・和歌山支部長
諏訪 禎男

かけはし法律事務所弁護士
青木 良和

京都大学防災研究所教授
横浜国立大学先端科学研究院教授
森 信人

神戸大学大学院工学研究科
市民工学専攻教授 内山 雄介

事務局

事務局

事務局

事務局

事務局

総務課

神戸市港湾局海岸防災課
防災担当課長
長澤 浩平

国土交通省近畿地方整備局
河川国道事務所長
富本 和也

国土交通省近畿地方整備局
港湾空港部計画企画官
谷本 隆介

兵庫県農林水産部
水産漁港課漁港整備官
小寺 寿充

大阪港湾局計画整備部計画課
計画調整担当課長
村田 隆彦

傍聴・随行席

傍聴・随行席

傍聴・随行席

司会

入口

兵庫県 海岸保全基本計画変更 検討委員会 設置要綱

(目的)

第1条 令和2年11月に変更された「海岸保全基本方針」に基づき、防護・環境・利用の3つの観点から、計画的かつ整合のとれた海岸保全を行うための「大阪湾（ただし、兵庫県域に限る。）、播磨、但馬及び淡路沿岸海岸保全基本計画（以下「計画」という。）」を策定するにあたり、学識経験者等の意見を聴くため、兵庫県海岸保全基本計画変更検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- 一 計画の検討及び提言に関すること。
- 二 その他、計画策定に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者で構成する。

- 一 海岸に関し学識経験を有する者
 - 二 海岸利用について知識を有する者
 - 三 前二号に掲げる者のほか、必要と認める者
- 2 委員会に委員長を置き、委員の互選によって定める。
 - 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。
 - 4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。
 - 5 委員の任期は、令和8年3月31日までとする。

(公開)

第4条 委員会の会議、検討会資料及び議事内容は、原則公開とする。

(会議)

第5条 委員会は委員長が招集し、委員長がその座長となる。

- 2 委員は、委員会を欠席する場合、代理の者を出席させることができることとし、その代理の者の出席をもって当該委員とみなす。
- 3 委員長が必要と認めたときは、委員以外の関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。
- 4 委員長が必要と認めたときは、書面により会議を開催することができる。そ

の場合、委員長は、事案の概要を記載した書面を委員に送付し、その意見を徴し、又は賛否を問い、その結果をもって委員会の決定に代えることができる。

- 5 委員は、委員会の開催場所への参集が困難と判断した場合には、ウェブ会議の方法（インターネットを通じて、委員の間に相互に映像及び音声の送受信、資料の共有等を行う方法をいう。以下同じ。）で委員会の会議に参加することができる。

（部会）

第6条 気候変動の影響を踏まえた海岸保全施設の計画等、技術的事項を検討するため、必要に応じて委員会に技術検討部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

- 2 部会は、第3条第1項一の委員で組織する。
- 3 部会に部会長を置き、部会委員の互選によって定める。
- 4 部会は部会長が招集し、部会長がその座長となる。
- 5 部会長は、部会を代表し、部会における審議の状況及び結果を次に開かれる委員会に報告する。
- 6 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、あらかじめ部会長の指名する委員がその職務を代理する。
- 7 前条の規定にかかわらず、委員会は、その定めるところにより、部会の決議をもって委員会の決議とすることができる。
- 8 第4条及び第5条第2項から第5項までの規定は、部会について準用する。

（謝金及び旅費）

第7条 委員が委員会又は部会に出席したときは、謝金及び旅費を支給する。

- 2 謝金の額は、委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和35年兵庫県条例第24号）に規定する港湾審議会の額と同額相当とする。
- 3 第1項及び第2項の規定は、委員及び委員長が必要と認めた委員以外の者（ただし、行政関係者は除く。）が、委員会及び部会並びにその他委員会の職務に従事したときについて準用する。

（事務局）

第8条 委員会及び部会の事務局は、兵庫県農林水産部水産漁港課及び土木部港湾課に置き、委員会及び部会の庶務を行う。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は事務局が委員会に諮り定

める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 6 年 10 月 29 日から施行する。

(招集の特例)

- 2 この要綱の施行の日以後最初に開かれる委員会及び部会は、第 5 条第 1 項及び第 6 条第 4 項の規定にかかわらず事務局が招集する。